

〔事案 26-33〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

＜事案の概要＞

転換時の説明不足を理由に、契約を取消しまたは無効とし、転換前契約に戻すこと等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 25 年 10 月、平成 4 年 12 月に契約した個人年金保険から利率変動型積立保険に契約転換した。その際、募集人からは、「契約者貸付金の返済に転換前契約の保険料積立金（保険ファンド）を充てるのが、自分（申立人）に利益となる」とメリットのみ説明され、「転換して積立金から契約者貸付金を一括返済することで、年金受取金額が減少する」というデメリットの説明は受けず、また契約者貸付の返済方法が他に存在することの説明はなかった。

よって、転換以外の返済方法はなく、経済的損失を被ることなく医療保障を充実させることができると誤信したので、転換契約を無効または取り消して、転換前契約に戻し、既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は設計書で十分な説明を尽くしており、欺もう行為、虚偽説明による説明義務違反は認められない。
- (2) 申立人からは動機の表示が無く、動機の錯誤による契約無効は認められない、または申立人の錯誤には重過失が認められる。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 3 点であると判断する。

- (1) 消費者契約法 4 条 2 項(不利益事実の不告知)による取消しを求めるもの（主張①）。
- (2) 消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）による取消しを求めるもの（主張②）。
- (3) 要素の錯誤による無効（民法 95 条）を求めるもの（主張③）。

2. 主張①について

募集人が、「契約者貸付の返済に転換前契約の保険料積立金（保険ファンド）を充てるのが、申立人に利益となる」旨を告げた認めることはできず、消費者契約法 4 条 2 項における取消しの要件を欠いているので、主張①は認められない。

3. 主張②について

申立人の供述によると、募集人は契約者貸付の返済方法の説明を全くしておらず、「重要事項について事実と異なることを告げた」と認めることはできないので、消費者契約法 4 条 1 項 1 号における取消しの要件を欠いており、主張②は認められない。

4. 主張③について

- (1) 保険会社から提出された書面の中には、貸付金の返済方法が複数あることを申立人に説明したことを推認させるものがある。
- (2) また、申立人は転換前契約の満期まで保険料を支払っていないため、現在の転換後契約の保険料積立金との差額を「経済的損失」ということはできない。
- (3) 申立人の真意を、転換後契約にて年金が支払われると誤信していた点を錯誤として主張するものと判断しても、設計書記載の転換比較表にて、転換後契約には年金はないことが明確に記載されていること等から、転換後契約にも年金があるとの錯誤に陥っていたとの申立人の主張は認められない。また、錯誤に陥っていたとしても重大な過失があるので、申立人から要素の錯誤による無効を主張することはできず、主張③は認められない。